

公的資金補償金免除繰上償還に係る公営企業経営健全化計画

I 基本的事項

1 事業の概要

特別会計名：簡易水道事業特別会計

事業名	簡易水道事業		
事業開始年月日	S34. 8. 15	地方公営企業法の適用・非適用	<input type="checkbox"/> 適用 <input checked="" type="checkbox"/> 非適用
団体名*	香美市	職員数* (H19. 4. 1現在)	1
構成団体名			

注1 事業を実施する団体が一部事務組合等（一部事務組合、広域連合及び企業団をいう。以下同じ。）の場合は、「団体名」欄に一部事務組合等の名称を記載し、「構成団体名」欄にその構成団体名を列記すること。

2 「職員数」欄には、当該事業に従事する全職員数を記載すること。

2 財政指標等

資本費	130 (H18)	公営企業債現在高 (百万円)	2,414 (H18)
累積欠損金 (百万円)	—	利益剰余金又は積立金 (百万円)	—
不良債務 (百万円)	—	財政力指数*	0.32 (H18)
資金不足比率 (%)	—	実質公債費比率* (%)	15.9 (H19)
		経常収支比率* (%)	89.9 (H18)

注 平成17年度（又は平成18年度）の公営企業決算状況調査、地方財政状況調査等の報告数値を記入すること。

なお、財政力指数、実質公債費比率及び経常収支比率は、当該事業の経営主体である地方公共団体の数値を記載し、当該事業が一部事務組合等により経営されている場合は、その構成団体の各数値を加重平均したものを記載すること。（ただし、旧資金運用部資金及び旧簡易生命保険資金について対象としない財政力1.0以上の団体の区分については構成団体の中で最も低い財政力指数を記載すること。）

3 合併市町村等における公営企業の統合等の内容

<input type="checkbox"/> 新法による合併市町村、合併予定市町村における公営企業の統合等の内容 <input checked="" type="checkbox"/> 旧法による合併市町村における公営企業の統合等の内容 <input type="checkbox"/> 該当なし
[合併期日：平成18年3月1日 合併前市町村：土佐山田町、香北町、物部村]

注1 「新法による合併市町村、合併予定市町村」とは、市町村の合併の特例等に関する法律（平成16年法律第59号）第2条第2項に規定する合併市町村及び同条第1項に規定する市町村の合併をしようとする市町村で地方自治法（昭和22年法律第67号）第7条第7項の規定による告示のあったものをいう。

2 「旧法による合併市町村」とは、市町村の合併の特例等に関する法律（昭和40年法律第6号）第2条第2項に規定する合併市町村（平成7年4月1日以後に同条第1項に規定する市町村の合併により設置されたものに限る。）をいう。

3 にレを付けた上で内容を記載すること。

4 公営企業経営健全化計画の基本方針等

区分	内容
計画名	香美市簡易水道事業経営健全化計画
計画期間	平成19年4月1日～平成24年3月31日
計画策定責任者	香美市長 門脇 槇夫
既存計画との関係	香美市行政改革実施計画（集中改革プラン）
公表の方法等	広報及びホームページを通じて公表する。議会にて説明する。
基本方針	簡易水道施設及び飲料水供給施設の統合等により、施設の維持管理費等サービス供給コストの節減及び合理化を図り、一般会計からの繰入金を縮減し、また、財政的に大きな負担である起債の繰上げ償還をすることにより将来的な市民負担の軽減を図る。

注 計画期間については、原則として平成19年度から23年度までの5か年とすること。

I 基本的事項（つづき）

5 繰上償還希望額等

（単位：百万円）

区 分		年利5%以上6%未満	年利6%以上7%未満	年利7%以上	合 計
旧資金運用部資金	繰上償還希望額	—	123	173	296
	補償金免除額	—	26	31	57
旧簡易生命保険資金	繰上償還希望額				
公営企業金融公庫資金	繰上償還希望額				

注 「旧資金運用部資金」の「補償金免除額」欄は、各地方公共団体の「繰上償還希望額」欄の額に対応する額として、計画提出前の一定基準日の金利動向に応じて算出された予定額であり、各地方公共団体の所在地を管轄とする財務省財務局・財務事務所に予め相談・調整の上、確認した補償金免除（見込）額を記入すること。

6 平成19年度末における年利5%以上の地方債現在高の状況

【旧資金運用部資金】

（単位：千円）

事業債名		年利5%以上6%未満 (平成21年度末残高)	年利6%以上7%未満 (平成20年度末残高)	年利7%以上 (平成19年度末残高)	合 計
公 営 企 業 債	簡易水道事業債	50,210	123,466	172,958	346,634
合 計 (A)		50,210	123,466	172,958	346,634
※上記のうち 一般会計負担分 (再掲)					
合 計 (B)					
公営企業で負担するもの (A)-(B)		50,210	123,466	172,958	346,634

【旧簡易生命保険資金】

（単位：千円）

事業債名		年利5%以上6%未満 (平成21年度末残高)	年利6%以上7%未満 (平成21年度末残高)	年利7%以上 (平成20年度9月期残高)	合 計
公 営 企 業 債					
合 計 (A)					
※上記のうち 一般会計負担分 (再掲)					
合 計 (B)					
公営企業で負担するもの (A)-(B)					

【公営企業金融公庫資金】

（単位：千円）

事業債名		年利5%以上6%未満 (平成20年度9月期残高)	年利6%以上7%未満 (平成20年度9月期残高)	年利7%以上 (平成19年度末残高)	合 計
公 営 企 業 債					
合 計 (A)					
※上記のうち 一般会計負担分 (再掲)					
合 計 (B)					
公営企業で負担するもの (A)-(B)					

注1 地方債計画の区分ごとに記入すること。
2 必要に応じて行を追加して記入すること。

II 財務状況の分析

区 分	内 容										
財務上の特徴	<p>簡易水道事業15箇所、飲料水供給施設11箇所を有する特別会計である。山間部の人口密度が低い区域を多く含むことから使用料確保のための給水人口の拡大は見込めない。また、近年の湯水状況を踏まえて市民の節水意識の向上もあり、今後使用料の増収も見込めない。</p> <p>施設の老朽化が進み、計画的な更新工事の実施および施設修繕が必要となっており、毎年度一般会計から約170,000千円の繰入を受けている。</p>										
経営課題	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%; padding: 5px;">課題 ①</td> <td style="padding: 5px;">料金水準の適正化</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="padding: 5px;"> <p>一般会計からの基準外繰入が毎年度約60,000千円になり、受益者負担の原則からも適正な料金設定が必要である。簡易水道事業の統合及び最終的には上水道への統合も視野に企業会計化を推進し、経営の明確化、効率化を図ることにより、適正な料金設定を行うことができると考えられる。</p> <p>料金の改定時期、改定率等については、平成18年3月の合併時に料金改定を行っていること、簡易水道事業の統合及び上水道への統合を考慮し、計画期間中に検討する。</p> </td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">課題 ②</td> <td style="padding: 5px;">維持管理費等サービス供給コストの節減合理化</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="padding: 5px;"> <p>大半の簡易水道事業及び飲料水供給施設は隣接した位置にあり、統合することにより施設の維持管理費等サービス供給コストの節減及び合理化が図られる。平成19年度中に簡易水道統合計画を作成する予定であり、今後はその計画に沿った統合を実施していく。</p> </td> </tr> <tr> <td style="height: 40px;"></td> <td></td> </tr> </table>	課題 ①	料金水準の適正化	<p>一般会計からの基準外繰入が毎年度約60,000千円になり、受益者負担の原則からも適正な料金設定が必要である。簡易水道事業の統合及び最終的には上水道への統合も視野に企業会計化を推進し、経営の明確化、効率化を図ることにより、適正な料金設定を行うことができると考えられる。</p> <p>料金の改定時期、改定率等については、平成18年3月の合併時に料金改定を行っていること、簡易水道事業の統合及び上水道への統合を考慮し、計画期間中に検討する。</p>		課題 ②	維持管理費等サービス供給コストの節減合理化	<p>大半の簡易水道事業及び飲料水供給施設は隣接した位置にあり、統合することにより施設の維持管理費等サービス供給コストの節減及び合理化が図られる。平成19年度中に簡易水道統合計画を作成する予定であり、今後はその計画に沿った統合を実施していく。</p>			
課題 ①	料金水準の適正化										
<p>一般会計からの基準外繰入が毎年度約60,000千円になり、受益者負担の原則からも適正な料金設定が必要である。簡易水道事業の統合及び最終的には上水道への統合も視野に企業会計化を推進し、経営の明確化、効率化を図ることにより、適正な料金設定を行うことができると考えられる。</p> <p>料金の改定時期、改定率等については、平成18年3月の合併時に料金改定を行っていること、簡易水道事業の統合及び上水道への統合を考慮し、計画期間中に検討する。</p>											
課題 ②	維持管理費等サービス供給コストの節減合理化										
<p>大半の簡易水道事業及び飲料水供給施設は隣接した位置にあり、統合することにより施設の維持管理費等サービス供給コストの節減及び合理化が図られる。平成19年度中に簡易水道統合計画を作成する予定であり、今後はその計画に沿った統合を実施していく。</p>											
留意事項	<p>上水道への統合を図った場合においても、統合前の簡易水道事業にかかる起債償還金や資産の減価償却費等の負担が生じるため、統合水道事業として一般会計からの繰入金が必要と考えられる。</p>										

注1 「財務上の特徴」欄は、事業環境や地域特性等を踏まえて記載すること。また、経営指標等について経年推移や類似団体との水準比較などを行い、各自工夫の上説明すること。

2 「経営課題」欄は、料金水準の適正化、資産の有効活用、給与水準・定員管理の適正合理化、維持管理費等サービス供給コストの節減合理化、資本投下の抑制、民間的経営手法等の導入等、団体が認識する経営上の課題について、優先度の高いものから順に記載する。また、経営課題と認識する理由を類似団体等との比較を交えながら具体的に説明すること。

3 「留意事項」欄は、「経営課題」で取り上げた項目の他に、経営に当たって補足すべき事項を記載すること。

4 必要に応じて行を追加して記入すること。

Ⅲ 今後の経営状況の見通し（②法非適用企業）

（1）収益的収支、資本的収支

（単位：百万円、％）

年 度		平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
		(計画前5年度)	(計画前4年度)	(計画前3年度)	(計画前々年度)	(計画前年度)	(計画初年度)	(計画第2年度)	(計画第3年度)	(計画第4年度)	(計画第5年度)
区 分		(決 算)	(決 算)	(決 算)	(決 算)	(決 算)	(決 算 見 込)	(決 算 見 込)	(決 算 見 込)	(決 算 見 込)	(決 算 見 込)
収 益 的 収 入	1 総 収 益 (A)	201	196	227	222	221	215	207	200	197	197
	(1) 営 業 収 益 (B)	159	154	159	174	159	157	157	157	157	157
	ア 料 金 収 入	156	152	155	170	158	156	156	156	156	156
	イ 受 託 工 事 収 益 (C)										
	る。ウ そ の 他	3	2	4	4	1	1	1	1	1	1
	(2) 営 業 外 収 益	42	42	68	48	62	58	50	43	40	40
	ア 他 会 計 繰 入 金	42	41	68	41	62	58	50	43	40	40
	イ そ の 他	0	1	0	7	0	0	0	0	0	0
	2 総 費 用 (D)	178	187	186	170	191	215	207	200	197	197
	(1) 営 業 費 用	88	101	101	87	108	137	142	142	140	140
	ア 職 員 給 与 費	24	25	26	21	10	5	5	5	5	5
	うち退職手当										
イ そ の 他	64	76	75	66	98	132	137	137	135	135	
(2) 営 業 外 費 用	90	86	85	83	83	78	65	58	57	57	
ア 支 払 利 息	88	84	83	82	78	73	60	53	52	52	
うち一時借入金利息											
イ そ の 他	2	2	2	1	5	5	5	5	5	5	
3 収 支 差 引 (A)-(D) (E)	23	9	41	52	30	0	0	0	0	0	
資 本 的 収 入	1 資 本 的 収 入 (F)	182	506	479	199	150	354	275	239	242	229
	(1) 地 方 債	51	234	191	69	37	201	156	103	103	84
	(2) 他 会 計 補 助 金	76	115	80	89	99	130	96	113	116	145
	(3) 他 会 計 借 入 金										
	(4) 固 定 資 産 売 却 代 金										
	(5) 国 (都 道 府 県) 補 助 金	28	112	119	14						
	(6) 工 事 負 担 金			3							
	(7) そ の 他	27	45	86	27	14	23	23	23	23	0
	2 資 本 的 支 出 (G)	195	520	502	268	180	354	275	239	242	229
	(1) 建 設 改 良 費	116	434	406	140	54	54	60	130	110	90
	うち職員給与費										
	(2) 地 方 債 償 還 金 (H)	79	86	96	110	126	300	215	109	132	139
(3) 他 会 計 長 期 借 入 金 返 還 金											
(4) 他 会 計 へ の 繰 出 金				18							
(5) そ の 他											
3 収 支 差 引 (F)-(G) (I)	-13	-14	-23	-69	-30	0	0	0	0	0	

(3) 経営指標等

(単位:%)

		平成14年度 (計画前5年度) (決算)	平成15年度 (計画前4年度) (決算)	平成16年度 (計画前3年度) (決算)	平成17年度 (計画前々年度) (決算)	平成18年度 (計画前年度) (決算)	平成19年度 (計画初年度) (決算見込)	平成20年度 (計画第2年度) (決算見込)	平成21年度 (計画第3年度) (決算見込)	平成22年度 (計画第4年度) (決算見込)	平成23年度 (計画第5年度) (決算見込)	
資金不足比率	(%) (再掲)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
料金回収率※	(%)	82	85	81	93	73	45	53	68	66	65	
総収支比率(法適用)	(%)											
経常収支比率(法適用)	(%)											
営業収支比率(法適用)	(%)											
累積欠損金比率(法適用)	(%) (再掲)											
収益的収支比率(法非適用)	(%) (再掲)	78	72	80	79	70	42	49	65	60	59	
不良債務比率(法適用)又は 赤字比率(法非適用)	(%) (再掲)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
繰入金比率	収益的収入分	(%)	21	21	30	18	28	27	24	22	20	20
	うち基準内繰入金	(%)	16	18	19	19	18	17	14	13	13	13
	うち基準外繰入金	(%)	5	4	11	0	10	10	10	8	7	7
	うち料金収入に計上すべき繰入等	(%)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	うち赤字補てん的なもの	(%)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	資本的収入分	(%)	42	23	17	45	66	37	35	47	48	63
	うち基準内繰入金	(%)	22	11	10	28	42	37	35	23	27	30
	うち基準外繰入金	(%)	20	11	6	17	24	0	0	24	21	33
うち赤字補てん的なもの	(%)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	

注1 上記の各指標の算出方法については、次のとおりであること。

(1) 資金不足比率 (%)

ア 地方公営企業法適用企業の場合＝地方財政法施行令第19条第1項により算定した資金の不足額 / (営業収益－受託工事収益) × 100

イ 地方公営企業法非適用企業の場合＝地方財政法施行令第20条第1項により算定した資金の不足額 / (営業収益－受託工事収益) × 100

(2) 総収支比率 (%) = 総収益 / 総費用 × 100

(3) 経常収支比率 (%) = 経常収益 / 経常費用 × 100

(4) 営業収支比率 (%) = (営業収益－受託工事収益) / (営業費用－受託工事費用) × 100

(5) 累積欠損金比率 (%) = 累積欠損金 / (営業収益－受託工事収益) × 100

(6) 収益的収支比率 (%) = 総収益 / (総費用＋地方債償還金) × 100

(7) 不良債務比率(又は赤字比率) (%) = 不良債務(又は実質赤字額) / (営業収益－受託工事収益) × 100

(8) 繰入金比率 (%) = 収益的収入に属する他会計繰入金(又は資本的収入に属する他会計繰入金) / 収益的収入(又は資本的収入) × 100

2 上記指標のうち「料金回収率」は、水道事業(簡易水道事業を含む)、工業用水道事業及び下水道事業(下水道事業にあっては使用料回収率)について記載すること。

(1) 水道事業、工業用水道事業に係る料金回収率の算出方法

・料金回収率 (%) = 供給単価※1 / 給水原価※2 × 100

※1 供給単価 (円/㎡) = 給水収益 / 年間総有収水量(工業用水道事業にあっては料金算定に係るもの)

※2 給水原価 (円/㎡) = (経常費用－(受託工事費＋材料及び不用品売却原価＋附帯事業費＋基準内繰入金(水道事業のみ))) / 年間総有収水量(工業用水道事業にあっては料金算定に係るもの)

但し、簡易水道事業については下記によるものとする。

ア 地方公営企業法適用企業の場合 = (経常費用－(受託工事費＋材料及び不用品売却原価＋附帯事業費＋基準内繰入金＋減価償却費)＋企業債償還金) / 年間総有収水量

イ 地方公営企業法非適用企業の場合 = (総費用－(受託工事費＋基準内繰入金)＋地方債償還金) / 年間総有収水量

(2) 下水道事業に係る使用料回収率の算出方法

・使用料回収率 (%) = 使用料収入 / 汚水処理費 × 100

(4) 収支見通し策定の前提条件

条件項目	収支見通し策定に当たっての考え方（前提条件）
1 料金設定の考え方、料金収入の見込み	前回平成18年3月に料金改定を行ったため、5年間(平成23年度)は現在の料金設定を継続する。給水停止や分納等、未収金徴収対策を継続して行い現在の収納率の維持に努める。
2 他会計繰入金の見込み	基準内繰入に加えて収支差補填のための繰入を実施する。
3 大規模投資の有無、資産売却等による収入の見込み	なし
4 その他収支見通し策定に当たって前提としたもの	老朽施設の維持管理のための更新工事のみ実施する。

注1 収支見通しを策定するに当たって、前提として用いた各種仮定（前提条件）について、各区分に従い、それぞれその具体的な考え方を記入すること。

2 必要に応じて行を追加して記入すること。

IV 経営健全化に関する施策

項 目	具 体 的 内 容
1 行革推進法を上回る職員数の純減や人件費の総額の削減	香美市総務課が主体となり簡易水道事業も含め検討している。
○ 地方公務員の職員数の純減の状況	香美市行政改革実施計画(集中改革プラン)では、平成17年4月1日から平成22年4月1日までの5か年間で、21名削減(△4.7%)を数値目標としている。平成19年4月1日現在までの減員数は15名で71.4%の進捗率である。(簡易水道事業を含む香美市全体。本計画では平成21年度までは集中改革プランと同数の削減、平成22年度以降は集中改革プランの状態を維持した数を見込んでいる)。簡易水道事業としては、現在の職員数は1名でありこれ以上の削減は不可能であるが、事務内容を見直し、時間外勤務手当を減少させることで今後も人件費の削減に努める。
○ 給与のあり方	香美市総務課が主体となり簡易水道事業も含め検討している。
◇ 国家公務員の給与構造改革を踏まえた給与構造の見直し、地域手当のあり方	市職員の給与構造改革については、平成18年4月1日より国に準じて給料表の見直しを行い、平均4.8%の引下げを行った。また、人事評価については、現在検討中であり早期の実施に努める。地域手当については、対象外地域であるため、支給していない。
◇ 技能労務職員に相当する職種に従事する職員等の給与のあり方	技能労務職員については、行(一)の1~3級を適用しているが、今後においては、民間給与の実態の把握に努め、適正な給与制度・運用となるよう是正に向け検討を進める。 給与等の総合的な点検の実施については取組方針を現在検討中であり、具体的な取組内容については来年度以降になる見込みであるが、現状については平成19年度中に香美市ホームページで公表する。
◇ 退職時特昇等退職手当のあり方	退職時特昇は行っていない。また、退職手当については、国に準じて支給している。
◇ 福利厚生事業のあり方	福利厚生事業については、予防接種及び職員健康診断のみ実施している。
2 物件費の削減、指定管理者制度の活用等民間委託の推進やPFIの活用等	
○ 維持管理費等の縮減その他経営効率化に向けた取組	平成19年度中に簡易水道統合計画を作成する予定であり、今後はその計画に沿った統合を実施していく。(課題②)
○ 指定管理者制度の活用等民間委託の推進やPFIの活用	他市町村の例を参考に委託内容等を検討し、現状の住民サービスや施設管理が維持できる方法を検討する。

IV 経営健全化に関する施策（つづき）

項 目	具 体 的 内 容
<p>3 コスト等に見合った適正な料金水準への引上げ、売却可能資産の処分等による歳入の確保</p> <p>○ 料金水準が著しく低い団体にあっては、コスト等に見合った適正な料金水準への引き上げに向けた取組</p>	<p>簡易水道の統合、最終的には上水道への統合を視野に入れた計画に沿い、適正な料金への段階的な引き上げが必要となっている。改定率及び改定時期については、平成18年3月合併時に料金改定を行ったことを考慮し健全化計画期間中に検討する。ただし、上水道への統合を図った場合においても企業会計独立採算の原則にはあるが、統合前の簡易水道事業に係る起債償還金や資産の減価償却費等の負担が生じるため、一般会計からの繰入が必要と考えられる。（課題①）</p>
<p>4 経営健全化や財務状況に関する情報公開の推進と行政評価の導入</p> <p>○ 経営健全化や財務状況に関する情報公開</p> <p>○ 行政評価の導入</p>	<p>中期経営計画(平成19年度中に作成)に基づき経営健全化計画を作成し、広報及びホームページを通じて公開する。また、議会で説明する。</p> <p>事務事業レベルの内部評価制度を平成19年度に導入する。外部評価制度の導入を平成22年度より検討する予定。</p>
<p>5 その他</p>	<p>未収金徴収対策については、水道使用料滞納繰越分の収納金額をあげている。平成18年度より香美市全域において水道料金滞納者に対し給水停止の措置をとっており、水道使用料現年度分の収納率は99%になる。今後滞納繰越分調定額は減少していくものと考えられるため、計画前の実績値が高い値となっている。</p>

注1 上記区分に応じ、「II 財務状況の分析」の「経営課題」に掲げた各課題に対応する施策を具体的に記入すること。その際、どの課題に対応する施策が明らかとなるよう、IIに課題番号を引用しつつ、記入すること。

2 上記に記入した各種施策のうち、当該取組の効果として改善額の算出が可能な項目については、「V 繰上償還に伴う経営改革効果」の「年度別目標等」にその改善額を記入す
 なお、当該改善額が対前年度との比較により算出できない項目（資産売却収入・工事コスト縮減など）については、当該改善額の算出方法も併せて上記各欄に記入すること。

3 必要に応じて行を追加して記入すること。

V 繰上償還に伴う経営改革促進効果

1 主な課題と取組み及び目標

課題	取組み及び目標
1 料金水準の適正化	簡易水道事業の統合及び最終的には上水道への統合も視野に企業会計化を推進し、経営の明確化、効率化を図ることにより、適正な料金設定を行うことができると考えられる。料金の改定時期、改定率等については、平成18年3月の合併時に料金改定を行っていること、簡易水道事業の統合及び上水道への統合を考慮し、計画期間中に検討する。
2 維持管理費等サービス供給コストの節減合理化	簡易水道事業を統合することにより施設の維持管理費等サービス供給コストの節減及び合理化を図る。また、平成19年度中に簡易水道統合計画を作成する予定であり、今後はその計画に沿った統合を実施していく。
3 職員数の純減や人件費の総額の削減	現在簡易水道事業職員は1名であり、これ以上の削減は考えられないが、上水道への統合を図る際には事務の効率化や維持管理の民間委託等の導入により、人件費を削減できる方法を検討する。上水道への統合は平成28年度を目標としており、現在統合に向けて料金改定率、改定時期、簡易水道事業の資産把握等について調査を委託している。
4 経営効率化や料金適正化による繰越欠損金の解消等	現在繰越欠損金はないが、一般会計からの基準外繰入により収支差を補填している。そのため、施設統合により維持管理費の削減を図り、一般会計からの基準外繰出金を減少させるよう努める。
5 一般会計等からの基準外繰出しの解消等	簡易水道及び飲料水供給施設の統合による維持管理費の削減により、一般会計からの基準外繰出金を縮減させるよう努める。
6 その他	工事については、将来的に維持管理費のかかりにくい工法を取り入れ、施設運用費の低減を図るよう努める。

注1 上記各項目には、Ⅱで採り上げた経営課題に対応する取組としてⅣに掲げた経営健全化に関する施策のうち、それぞれ各項目に該当するものについて、その対応関係が分かるように記入すること。

2 必要に応じて行を追加して記入すること。

2 年度別目標等 ※ 次頁以下（1）から（5）までの各事業別様式を参考に、以下の考え方に沿って策定すること。

（各事業共通留意事項）

<p>1. 次頁以下の各事業別様式は、「年度別目標」を策定するに当たって参考となるよう例示的な様式を示したものであり、2に掲げた項目以外は必ずしも全ての項目に記入を要するものではなく、各団体の各事業の状況にあわせて記入可能な項目のみ記入し又は独自の取組に応じた項目を立てて記入することは差し支えないものであること。</p> <p>2. 各事業別様式は参考例示ではあるが、各様式中の「目標又は実績」欄の項目のうち、職員数、行政管理経費（人件費、物件費、維持補修費等）に該当する項目並びに累積欠損金比率及び企業債現在高は、年度別目標策定に際して必須項目とされているので漏れがないよう留意すること。なお、これらの項目のうち、職員数、行政管理経費については、各団体（事業）の取組状況に応じて、適宜、細分化（例：職員数→職種別に区分、正職員と臨時職員とを分離計上等）することは差し支えないこと。</p> <p>3. 「目標又は実績」欄の項目中、「職員数」については、前年度との比較によりその増減数を各年度の「増減数」欄に計上するとともに、計画期間中の「増減数」の合計は「計画合計」欄に計上し、計画前5年間の「増減数」の合計は「計画前5年間実績」欄に計上すること。</p> <p>4. 「目標又は実績」欄の項目の見直し施策実施に係る「改善額」は、原則として、当該見直し施策実施年度の前年度との比較により算出し、その改善効果がその後も継続するものとして、その後の各年度の改善額を計上すること。</p> <p>5. 4による「改善額」が対前年度との比較により算出できない項目、その改善効果が単年度に限られる項目（資産売却益、工事コスト縮減等）については、当該改善額のみ当該見直し施策の実施年度の「改善額」欄に計上すること。またその場合の改善額の算出方法について、Ⅳの当該施策に係る「具体的内容」欄に併せて記入すること。</p> <p>6. 計画期間中に実施した見直し施策に係る「改善額」の合計については「計画合計」欄に計上すること。また、計画前5年間に実施した見直し施策に係る「改善額」の合計については「計画前5年間実績」欄に計上すること。</p> <p>7. 「改善額 合計」欄及び「計画前5年間改善額 合計」欄には、それぞれの期間に係る人件費（退職手当以外の職員給与費）その他改善額を計上することが可能なものの合計（「計画合計」及び「計画前5年間実績」それぞれの合計）を記入すること。その際、同一項目に係る内訳に相当するもの等を重複計上することのないよう留意すること。</p> <p>8. 「（参考）補償金免除額」欄に記入する「補償金免除額」とは、計画提出前の一定基準日の金利動向に応じて算出された予定額（補償金免除（見込）額）であり、Ⅰの「5 繰上償還希望額等」に記入した「旧資金運用部資金」の「繰上償還希望額」に対応する「補償金免除額」の「合計」欄の額を転記すること。</p> <p>9. 以上の他、各事業別様式において、記入を求められている経営指標その他の項目等については各事業別様式の指示（留意事項）に従うこと。</p> <p>10. 必要に応じて行を追加して記入すること。</p>

V 繰上償還に伴う経営改革促進効果（つづき）

2 年度別目標等

(1) 水道事業

① 年度別目標

(単位:百万円、%)

課題	目標又は実績	平成14年度 (計画前5年度) (決算)	平成15年度 (計画前4年度) (決算)	平成16年度 (計画前3年度) (決算)	平成17年度 (計画前々年度) (決算)	平成18年度 (計画前年度) (決算見込)	計画前5年間 実績	平成19年度 (計画初年度)	平成20年度 (計画第2年度)	平成21年度 (計画第3年度)	平成22年度 (計画第4年度)	平成23年度 (計画第5年度)	計画合計
【収入の確保】													
	料金改定率					33%							
①	改善額(料金の適正化)※1												
	未収金の徴収対策					3		2	1				
①	改善額				1		1	1	1				2
	一般会計負担金の額												
	改善額(負担金の確保等)												
	資産の有効活用												
	改善額(収入増額)												
	その他()												
	改善額												
【経費の削減】													
	職員給与費の適正化												
	職員給与費(退職手当以外)	24	25	26	21	10		5	5	5	5	5	
	改善額				5	11	16	16	16	16	16	16	80
	給与水準												
	改善額												
	その他()												
	改善額												
	職員給与費(退職手当)												
	職員数(人)	4	4	4	4	2		1	1	1	1	1	
	増減数(人)	0	0	0	0	△2	△2	△1	0	0	0	0	△1
	維持管理費等												
	改善額(適正化)												
	工事コスト※2												
	改善額(縮減額)												
	その他												
	改善額												
	累積欠損金比率												
	増減												
	企業債現在高	2,302	2,449	2,544	2,503	2,414		2,318	2,258	2,251	2,221	2,166	
	増減		147	95	△41	△89		△96	△60	△7	△30	△55	
	計画前5年間改善額 合計						17						82
	改善額 合計												57

注1 「課題」欄については、「1 主な課題と取組み及び目標」の「課題」欄の番号を記入すること。

注2 ※1「改善額(料金の適正化)」については、「料金改定に伴う料金増収額」を記入すること。

注3 ※2「工事コスト」については、工法の見直し等による建設コストの縮減(建設改良費の抑制は除く。)を記入すること。

注4 改善額の算出方法については、IVの当該施策に係る「具体的内容」欄に併せて記入すること。

注5 必要に応じて行を追加して記入すること。また、会計規模により必要に応じて単位を百万円から千円に変更することも可とするが、「改善額合計」を算出する際の単位誤り、誤計上(重複計上等)がないよう留意すること。

(参考) 補償金免除額 57

② 経営状況

	平成14年度 (計画前5年度) (決算)	平成15年度 (計画前4年度) (決算)	平成16年度 (計画前3年度) (決算)	平成17年度 (計画前々年度) (決算)	平成18年度 (計画前年度) (決算見込)	平成19年度 (計画初年度)	平成20年度 (計画第2年度)	平成21年度 (計画第3年度)	平成22年度 (計画第4年度)	平成23年度 (計画第5年度)
給水人口(千人)	13	12	13	12	12	12	11	11	11	11
年間総有収水量(千m ³)	1,573	1,566	1,597	1,603	1,568	1,568	1,568	1,568	1,568	1,568
公称施設能力(m ³ /日)	6,724	6,724	6,749	6,766	6,786	6,786	6,786	6,786	6,786	6,786
1日最大配水量(m ³ /日)	5,881	6,716	8,702	7,898	7,898	7,898	7,898	7,898	7,898	7,898
最大稼働率(%)	87	100	129	117	116	116	116	116	116	116
供給単価(円/m ³)	118	115	119	114	137	222	189	145	151	153
給水原価(円/m ³)	97	98	97	106	101	99	99	99	99	99

③ 簡易水道事業の統合に係る基本方針

注 「統合計画の概要・実施スケジュール」又は少なくとも「検討体制・実施スケジュール、検討の方向性、結論をとりまとめる時期」を具体的に記載すること。

補助金交付要件との関係により平成19年度中に簡易水道統合計画を厚生労働省へ提出し、平成29年3月末までに上水道への統合を図る。